2. 出願資格

1) 出願資格(博士課程後期課程)

以下のいずれかの要件を満たす者。

- 1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および 2026 年 3 月末までに取得見込みの者。(学校教育 法第 102 条第 1 項)
- 2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 1 号)
- 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および2026年3月末までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第156条第2号)
- 4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および2026年3月末までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第156条第3号)
- 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 4 号)
- 6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。(学校教育法施行規則第 156 条第 5 号)
- 7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。(平成元年文部省告示第118号)
- 8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2026年4月1日までに満24歳に達するもの。(学校教育法施行規則第156条第7号)

≪注意≫

上記の出願資格「第1項~第5項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件 を 2026 年 3 月末までに満たせない場合は、入学が許可されませんので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

出願資格「第3項~第8項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。

審査の手順等については、2025年11月26日(水)までに学部事務3課にE-mailで問い合わせてください。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件(詳細は3頁参照)を満たす者。

「一般入学試験」を受験しようとする者は、出願前に研究指導を希望する教員と連絡をとり、面談してください。なお、連絡先が不明の場合は学部事務3課にE-mailで問い合わせてください。

3) 出願資格審査 (出願資格「第3項」~「第8項」により出願する場合)

下記の書類を所定の提出期間内に提出してください。

	書類	内容
1	成績・単位証明書※	最終学歴の出身校が発行したもの。本学出身者(見込み)は不要。
2	卒業(見込)証明書または 修了(見込)証明書※	最終学歴の出身校が発行したもの。本学出身者(見込み)は不要。
3	学位取得(見込)証明書	最終学歴の出身校が発行したもの。
4	研究業績一覧	卒業論文、修士論文等を含む。
5	研究計画書	所定の用紙の注意事項に従って作成したもの。
6	履歴書	所定の用紙に必要事項を記入したもの。
7	返信用封筒	市販の長形3号封筒 (235mm×120mm程度のもの) に返信先の 住所・氏名を明記したもの。返信用切手は不要。
8	氏名変更を証明する公的な 書類(戸籍抄本等) <該当者のみ>	証明書記載の氏名が、現在の氏名と異なる場合は、1通を添付。 *同一人物であることの確認以外の用途では使用しません。

- ※ 証明書は、必ず原本を提出してください(コピーは不可)。
 - 原本が提出できない場合は、原本をコピーし、原本から正しく複製されたものであることを、出身大学により証明 (certified true copy) を受けたものを提出してください。
- ※ 証明書は、原則として日本語または英語に限ります。それらの言語による証明書の提出ができない 場合には、証明書原本に日本語または英語による全訳をつけてください。
- ※ 成績・単位証明書は、全在学期間の成績が記載されたものを提出してください。編入学している場合は、編入学前の成績・単位証明書も提出してください。
- ※ 入学後に「旧姓使用」「通称使用」「別名併記制度に基づく氏名使用」を希望する者は、届け出により許可されます。詳細は合格後に閲覧できる「入学手続の手引」を確認してください。

提出期間

2025年11月26日(水)~11月28日(金)

海外在住の場合のみ 2025年11月19日(水)~11月28日(金)

- 1. 日本国内から提出する場合は、締切日の郵便局消印有効。 日本国外から提出する場合は、締切日必着。
- 2. 所定の各書類を、市販の角型 2 号封筒 (240mm×332mm) に入れ簡易書留・速達で下記宛に郵送してください。封筒には、「出願資格審査書類在中」と赤字で明記してください。

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学 学部事務 3 課 (理学研究科入試担当) 宛

【問合せ】

学部事務3課にE-mailで問い合わせてください。

出願資格審査結果の回答とその後の手続

- 1. 審査結果については、2025 年 12 月 9 日 (火) までに返信用封筒を用いて発送する、出願資格審査 回答書でお知らせします。
- 2. 出願資格が有ると判定された場合は、所定の出願期間内(2026年1月6日(火)~1月9日(金)) に、所定の出願手続(選考料納入および出願書類提出)を行ってください(詳細は6頁参照)。 その際、出願書類のうち出願資格審査時に提出した書類(「成績・単位証明書」、「研究計画書」)を 再び提出する必要はありません。
- 3. 日本国外に居住し、日本における在留資格を有しない外国籍の者は、出願資格審査回答書を用いて 速やかに査証取得を行ってください。